



商工会ニュース

平成 25 年 6 月 1 日発行
 桜川市商工会
 会長 川嶋利弘
 岩瀬事務所 76-1800
 真壁事務所 55-4111
 大和事務所 58-5069

“ 商工会は 行きます 聞きます 提案します ”

去る 5 月 21 日（火）岩瀬事務所大会議室において、平成 25 年度第 3 2 回通常総代会を開催しました。冒頭川嶋商工会長より挨拶があり、議長には秋山総代が選出され、過半数を超える出席者（総代 120 名 本人出席 43 名、委任状に出席 43 名）を得て議事が行われ、会員増強、巡回訪問の徹底、部会活動の推進などを柱とした事業計画などを原案通り（同封の総代会議案書の通り）可決承認されました。来賓として、飯塚副市長、林市議会議長、白田県議会議長はじめ多数の方々にご出席いただき盛大に開催されました。

また、優良従業員の表彰式を実施し、12 事業所 21 名の方が表彰されました。表彰者を代表して、(株)海老原石材店の塚田さん（勤続 5 2 年）が謝辞を述べた。



◆◆ 優良従業員表彰 ◆◆

- ・(株)信山電機（古室誠さん）・(株)小林産業(株)（斉藤勝徳さん）・(株)後藤商店（柳瀬照明さん）・(株)海老原石材店（塚田龍作さん）
- ・(株)阿部商店（谷口繁さん、古室猛さん）・内外食品(株)（藤沼和子さん、白田康子さん）・(有)増淵石材産業（増淵政宏さん）
- ・医療法人隆仁会山王病院（軽部三津江さん、宮窪一行さん、江戸智世さん、岩淵保江さん、中里勝典さん）
- ・昭和金属工業(株)（中田剛さん、菊池優児さん、古橋直人さん）・(有)富谷ゴム工業（今野一男さん、磯佳邦さん）

自治金融・振興金融の借入限度額引き上げ等について

市町村中小企業金融制度要項の一部が改正され、平成 25 年 4 月 1 日より、自治金融と振興金融の取扱いが次のとおり変更となりました。

1. 自治金融

・運転資金

借入限度額 500 万円 → 1,000 万円

借入期間 5 年 → 7 年

・設備資金

借入限度額 1,000 万円

借入期間 7 年

2. 振興金融

借入限度額 2,000 万円

借入期間 5 年 → 7 年

（担保あり、運転のみ不可）

※制度の内容やご利用に関するお問い合わせは、各事務所の経営指導員にご連絡ください。

◆◆◆ 融資のご案内 ◆◆◆

平成 25 年 6 月 3 日現在

制度名	限度額	融資期間	利息	保証人
日本政策公庫 マル経	設備 1000 万円 運転 1500 万円	10 年 7 年	1.65%	なし
日本政策公庫 普通貸付	設備 4800 万円 運転 4800 万円	10 年 5 年	1.95%	申込内容による
パワーアップ 融資	設備 5000 万円 運転 3000 万円	10 年 5 年	1.5%～ 1.8%	なし
自治金融	設備 1000 万円 運転 1000 万円	7 年 7 年	1.55%	なし

※ 法人の場合は、代表者が保証人となります。

※ 東日本大震災関係融資が平成 26 年 3 月 31 日まで延長されました。

◎◎ 商工会からのお願い ◎◎

代表者の変更、社名変更、口座変更など会員情報に変更がある場合は、お近くの事務所に連絡ください。

《 商工会員数情報 》 平成 25 年 6 月 1 日現在

業種	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食業 宿泊業	サービス業	その他	定款	合計
会員数	297	542	53	285	113	237	12	19	1558

☆税務署からのお願い

税務職員募集

■受験資格

- 1 平成25年4月1日において高校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び学校卒業見込みの者
- 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

■受験申込方法

- ・インターネット申込み (6月24日～7月3日)
- ・郵送または持参申込み (6月24日～6月28日)

■試験日 ・1次：9月8日 2次：10月25日

■問い合わせ先

- ・インターネット申込みの場合
人事院人材局試験課 電話 03-3581-5311
- ・上記以外の問い合わせの場合
関東信越国税局人事第二課試験係 電話 048-600-3111

酒類販売管理協力員の募集

関東信越国税局では、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、酒販店などへの買い物の機会を利用して、お酒売り場の未成年者飲酒防止のための表示状況等を確認し、税務署に連絡していただく「酒類販売管理協力員」を募集しています。応募方法等の詳細につきましては、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) をご覧ください。

【問い合わせ先】

水戸税務署 酒類指導官 電話：029-231-4323

青年部

“今しかできない仲間づくり”

青年部は、4月30日、平成25年度通常総会を開催した。事業報告と事業計画について可決承認され、任期満了に伴う役員改選で新体制がスタートした。

震災からの更なる復興へとつながるような事業や、地域社会への貢献が出来るような事業を考えています。

(平成25年4月1日時点部員数62名)

◆ 新役員紹介 ◆

部長：伊藤一則
副部長：大木昌洋、上野隆博、柴山有司
常任委員：若松則敬、上野正臣、萩原和宏
鈴木栄信、酒寄清一、谷田部昌芳
埴康明、町田晃章、川那子英宣
監査委員：稲葉陽一、仲田克美
顧問：齋藤貴志
相談役：蓮沼純好、佐藤大介

※部員募集中！！ 40歳まで加入できます。

☆労働保険に加入しませんか！

労働保険とは、労働者災害補償保険 一般に労災保険と雇用保険とを総称した言葉です。

労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は加入を義務付けられています。

当商工会では、会員サービスの一環として**桜川市商工会労働保険事務組合**において、事務委託業務を行っています。労働保険事務が負担とお考えの事業主の皆さまに代わって、雇用保険の各種届出、労働保険料の申告納付などの事務をお引受け致します。

現在、当事務組合では現在約250企業が利用されています。加入ご希望の方は、桜川市商工会までご連絡下さい。

労働保険事務組合を利用するメリットは次の通りです。

- 1、**事務処理の軽減** 事務組合が一括して事務処理を行いますので、事業主の方々の事務処理が軽減されます。
- 2、**特別加入制度** 労災保険に加入できない法人役員、個人事業主及びその家族従業員も事務組合に加入することにより、加入することが出来ます。
- 3、**分割納付** 労働保険料の額に関わりなく、保険料の3回分納/年が可能です。

※ 詳細は桜川市商工会労働保険事務組合までお問い合わせください。

※ **桜川市労働保険建設業一人親方の会**
平成25年4月に設立されました。

建設業に従事されている一人親方の方でも、労災保険の加入が可能となりました。ご加入は桜川市労働保険建設業一人親方の会(桜川市商工会内)まで

お問合せ：桜川市商工会岩瀬・真壁・大和各事務所まで

女性部

部員数152名(平成25年4月1日現在)

平成25年度通常総会を4月9日に開催しました、視察研修を兼ねた移動総会とし、参加者45名にて実施。改装された東京駅やスカイツリー効果で賑わう浅草の周辺商業施設の発展状況を研修しました。



今年度も研修会・視察研修等の事業を実施する予定です。新規部員の加入を歓迎します。